

## 千葉市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、千葉市職員措置請求（7千監（住）第3号）に係る監査を行ったので、監査結果を別紙のとおり公表します。

令和8年1月9日

千葉市監査委員	宍倉	輝	雄
同	宮	原	貴
同	石	井	隆
同	青	山	紀

# 内容

第1	請求の受付	1
1	請求の要旨	1
2	監査請求人	8
3	請求書の提出日	9
4	請求の要件審査	9
第2	監査の実施	9
1	監査の対象事項	9
	(1) 住民監査請求における監査の対象となる行為等について	9
	(2) 監査の対象とした事項（以下「監査対象事項」という。）	11
2	監査対象部局	11
3	監査の日程	11
4	請求人の証拠の提出及び陳述	11
5	関係職員等の陳述	12
	(1) 教育委員会事務局教育総務部教育職員課	12
	(2) 総務局総務部政策法務課	19
	(3) 総合政策局市長公室広報広聴課	22
	(4) 人事委員会事務局	25
第3	監査の結果	27
1	事実の確認	27
	(1) 請求事項①「返送対応における不当な郵送費支出及び文書管理の不統一」について	27
	(2) 請求事項②「弁護士委任に係る公費支出の透明性欠如」について	29
	(3) 請求事項③「市長の手紙返送に関する手続混乱と行政コストの浪費」について	30
	(4) 請求事項④「政策法務課における取次中止による庁内連携の不備」について	30
	(5) 請求事項⑤「人事委員会事務局による不当な返送未遂と公文書管理義務違反」について	30
2	判断	31
	(1) 「監査対象事項ア（教育職員課が行った、簡易書留による返送に係る郵便費用の支出が、違法又は不当な公金の支出に該当するか。）」について	31
	(2) 「監査対象事項イ（広報広聴課、総務課、政策法務課、教育職員課及び人事委員会事務局がそれぞれ行った、開示請求の手続に係る開示決定等の期間又は期限の延長通知書、保有個人情報の開示決定通知書等の送付に係る郵便費用の支出等が、違法又は不当な公金の支出に該当するか。）」について	33
	(3) 「監査対象事項ウ（教育職員課が代理人弁護士と締結した、法的対応に係る代理交渉業務の委任契約及びこれに伴う弁護士手数料等の支出が、違法若しくは不当な契約の締結又は公金の支出に該当するか。）」について	39
	(4) その他の請求について	41
3	結論	41

## 第1 請求の受付

### 1 請求の要旨

本件監査請求の要旨は次のとおりである（以下、個人名等の情報を除き原文のまま掲載した。）。

#### （1）職員措置請求書（令和7年11月12日受付）

教育委員会教育職員課、総務局政策法務課、広報広聴課、人事委員会事務局における「市民対応に関する文書管理及び庁内連携の不備」に対する措置請求の要旨

##### 1 請求の要旨

###### （1）請求の対象となる執行機関・職員

- ・千葉市教育委員会 教育長、教育次長、教育部長、教育職員課長及びその指揮監督下の教育職員課全職員
- ・千葉市教育委員会 教育支援課長及びその指揮監督下の関係職員
- ・千葉市人事委員会 委員長及び事務局職員（特に再審査請求書を返送しようとした職員）
- ・千葉市総務局 総務局長、総務部長、総務課長、政策法務課長及びその指揮監督下の関係職員  
(※ただし、当初より請求人に対して誠実に取次及び説明対応を行っていた職員1名を除く)
- ・千葉市総務局 総務部人事課コンプライアンス推進室の所属職員
- ・千葉市総合政策局 局長、市長公室広報広聴課長及びその指揮監督下の関係職員
- ・千葉市長（最終的な行政責任者として）

###### （2）請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実

###### ①返送対応における不当な郵送費支出及び文書管理の不統一

令和7年3月18日、請求人はA教育長宛ての手紙を教育職員課経由で送付し、「一枚の重要な個人情報・文具類」のみの返却を求め、宛名を記載したレターパックを同封いたしました。

しかし、教育職員課長は、

1. 同封されたレターパックを使用せず、
2. 返却を求めていない文書を含め全てを同封して重量を増加させ、
3. 公費により簡易書留で返送しました。

これらの行為は、行政経費の不必要的な支出であり、財務会計上の不当な行為に該当すると考えます。

また別件で、手紙の返送を求めた際には、同課長が請求人に対し「送料のご負担をお願いいたします」「レターパックなどをお送りいただけますと幸いです」と通知し、教育支援課長からは「原則、返送対応は行っ

ておりません」と異なる回答がありました。

教育委員会内部での取扱いが統一されておらず、文書管理及び市民対応基準が確立していないことが明白です。

さらに、教育職員課の「開示決定期間延長通知書」はわずか2枚の文書であるにもかかわらず、A4定形外封筒とクリアファイルを用いて送付しており、他課に比して過剰な郵送経費(49g)を要しています。(広報広聴課は2枚・定形郵便(12g)でした。)

加えて、教育職員課と政策法務課は、従前の一元的郵送体制を廃止し、各課が個別に郵送対応を行う方式に変更しました。その結果、郵送件数が増加し、行政経費の重複支出が生じています。

変更理由および決裁過程が不明確であり、文書管理上の整合性を欠いています。

未だ政策法務課の職員の方から、発送先やメールの返信先をどのようにすればよいのかを市民に教示しておらず、この状態が今後も継続するおそれがあります。同時に、請求人の発送したい文書が発送できずにいます。そのような状態が今後も継続すると仮定すると、職員の方々の手続き上の業務も増大し、人件費を含む経費等がさらに膨らむおそれがあると考えます。

さらに、本来職員の説明で対応可能な事案に弁護士を介入させたことにより、過剰な公費支出が生じており、今後も継続するおそれがあると考えます。

## ②弁護士委任に係る公費支出の透明性欠如

千葉市は「X法律事務所」のB弁護士及びC弁護士に委任していますが、その選定過程・契約内容・報酬額・決裁文書等が期限内に開示されておらず、透明性を欠いています。

二名体制の必要性も説明されておらず、報酬及び経費の適正性に疑義があります。

また、請求人が体調を理由にメールでのやり取りを求めたにもかかわらず、弁護士らは合理的理由を示さず「郵送のみ」と指定しました。その結果、通常で考えた場合、郵送費等の別途経費が公費負担となっていると考えられ、市による契約管理および監督責任の不履行が疑われます。

## ③市長への手紙返送に関する手続混乱と行政コストの浪費

市長公室広報広聴課は、「市長への手紙」として受理しなかった書簡について、「市長への手紙事務取扱要綱に基づく」と説明しました。しか

し、当該要綱は「改訂中」とされ公開されておらず、そのような状態で当該要綱を適用することは適正を欠くものと考えます。

この対応により照会・返送・郵送などの手続が重複し、行政コストを必要に発生させています。

#### ④政策法務課における取次中止による庁内連携の不備

政策法務課は、市民照会の取次を行っていた職員による対応を突然中止し、所管課との連絡経路を遮断しました。変更に関する決裁文書や経過記録は存在せず、結果として教育委員会・広報課・総務課との間で文書往復が増加し、郵送費や人件費の重複支出が生じています。

庁内調整を欠いたこの取扱変更は、財務会計上の怠る事実に該当します。

#### ⑤人事委員会事務局による不当な返送未遂と公文書管理義務違反

令和7年10月23日午前、請求人が政策法務課窓口に正式に提出した「再審査請求書」及び「意見書」について、同日17時37分、人事委員会事務局職員（D氏）は請求人に対し、「返送する」とのメールを送信しました。

この行為は法定手続を妨げる不当行為であり、返送準備に要する経費の発生も想定されます。また、全庁的に統一された返送基準が存在しないことを示しており、文書管理上の怠慢と言えます。

他部局の対応とも整合性を欠き、封筒サイズや郵送方法に関する規程が存在しないため、結果的に余分な公金支出が現在も継続しています。

### （3）違法又は不当とする理由

- ・地方自治法第2条第14項

「行政は、最少の経費で最大の効果を挙げるよう運営されなければならない」に違反。

- ・千葉市公文書管理条例第4条に定める

「公文書の適正な作成・保存・整理義務」を怠り、市民説明責務を果たしていない。

- ・各課における合理的理由のない重複した発送及び郵送経費の支出は「不当な財務会計行為」に該当。

### （4）市に生じている損害

- ・郵送費・人件費・消耗品費等の重複支出による財務上の損害

- ・開示延長・返送対応等に伴う人件費等の非効率な投入

- ・市民対応方針の不統一による行政の信用失墜（無形損害）

### （5）求める必要な措置

- ・千葉市長に対し、上記事実について財務監査を実施し、郵送経費・人件費・庁内調整コストの支出根拠を明確化すること。
- ・教育委員会及び広報広聴課に対し、文書管理・郵送手続の統一基準を早急に策定させること。
- ・政策法務課に対し、市民照会対応中断の経緯及び決裁過程を文書化し、再発防止措置を講じること。
- ・弁護士委任契約に係る経費及び契約内容を公開し、適正性を検証すること。
- ・人事委員会事務局に対し、返送未遂の経緯及び費用を監査し、文書管理体制を見直すこと。
- ・職員が22時以降にメール送信を行っている事例について、残業代支出を含め勤務管理の適正化を行うこと。

### （6）財務会計上の行為から1年が経過して請求する正当な理由

本件は一連の行政対応として現在も継続中であり、郵送費支出・文書管理上の不備が現在も是正されておりません。

よって、地方自治法第242条第2項にいう「継続する怠る事実」に該当し、期間制限の適用を受けないと考えます。

（請求書添付の「事実証明書」略）

## （2）千葉市職員措置請求に係る追加証拠資料の提出および補足意見書（令和7年12月9日受付）

本件措置請求において、行政の手続や文書管理、市民対応に関する問題点を、できる限り正確に整理し、誠実に申し述べるよう努めてまいりました。

監査委員の皆様による公正なご判断のため、次の点を補足いたします。

### 1 損害賠償を意図するものではないこと

まず、私は現時点において、千葉市に対して損害賠償請求を行う意図はございません。また、そのような請求を予告する趣旨でもありません。

私の目的は、あくまでも市民として当然に受けられるべき説明や情報提供を求め、その過程で生じている手続上の不統一や、文書管理・市民対応の問題をお伝えすることにあります。

### 2 一般論としての「将来の財務リスク」について

ただし、行政の対応によって、市民が心身の不調や混乱を招き、その結果として医療費負担や不利益が発生した場合、一般論として、市が法的責任を問われる可能性は否定できません。

私自身の請求を示唆するものではなく、あくまで「行政運営の不備が続くことで将来、市に財務的な負担が生じ得る」という一般的なリスクをお伝えする趣旨にとどまります。

監査委員の皆様におかれましては、市の財務運営の健全性という観点からも、

こうしたリスクの未然防止が重要であると考え、本補足の形で記載する次第です。

### 3 今回の「補足意見書」本旨

今回の「補足意見書」は、以下の3点に集約されます。

- (1) 文書整理・府内連携の不備の改善。
- (2) 市民への説明責任の明確化と運用の不統一。
- (3) 重複作業や過度な委任に伴う財務負担の未然防止。

これらはいずれも、単なる事務的問題ではなく、千葉市の財務運営に直接的な影響を与えるものです。文書管理の不備や説明責任の曖昧さは、結果として「不必要的外部委任」「検証不能な公費支出」「重複作業の発生」という形で財政負担を増大させ、市民の税金を無駄に消費するリスクを内包しています。

したがって、本件は“市民として適切な行政サービスを受けるため”という個別の利害にとどまらず、“千葉市の財務が健全であるために必要な制度運用の改善”という公益的観点を含むものです。

### 4 監査委員の皆様へのお願い

今回の千葉市職員措置請求は、私個人の感情的な対立や紛争を求めるものではありません。むしろ、将来の千葉市の運営がより適切で安定したものとなることを願って提出したものです。読みやすい形で整理したつもりではございますが、不備があればご容赦ください。どうか誠意を持ってお読みいただければ幸いです。

### 5 今回送付した追加証拠資料について

私の主張を裏付け得る証拠として資料を送付しております。

千葉市職員措置請求はもとより、「将来の財務リスクの未然防止」という趣旨のもとにおいても、証拠資料を提出するものです。

(添付の「追加証拠資料」略)

### 6 教育職員課における「記録不存在」の説明について（重要）

教育職員課に対し、「令和7年6月20日までのやりとりの記録」を開示請求したところ、当該職員課からは「弁護士に対応を切り替えておりますので、当課では記録を作成していません。」との回答がありました。

しかし、行政が弁護士に委任したとしても、府内で行われた市民対応の記録を作成・保存しないことは、公文書管理の原則に照らして不自然であり、説明責任を果たす上でも重大な問題を生じさせます。弁護士に委任したとしても、公務員としての文書作成義務や説明責務を放棄することはできません。

また記録が存在しないということは、行政内部での意思決定の過程が検証不能になることを意味します。これは、弁護士委任に伴う公費支出の必要性・合理性を後から検証することを不可能にし、財務運営上の重大なリスクとなります。

この回答は、

- ・文書管理の不統一
- ・府内での記録作成の取り扱いの曖昧さ
- ・市民対応の透明性の欠如

・弁護士に過剰に頼りすぎ

・法令理解の欠落

を示す重要な事実であるため、本補足意見書に記載いたします。

(中略)

よって教育職員課の『弁護士に委任したため記録は存在しない』との説明が「事実」であるとすれば、

①公文書管理法及び千葉市文書管理規程の趣旨に反し、

②行政内部の意思決定過程の検証を不能とし、

③弁護士委任に伴う公費支出の妥当性を監査委員が確認できない

という重大な問題を生じさせます。

特に、弁護士に委任した場合であっても、通常の自治体では、『市民対応の経緯』『委任に至った理由』『委任後の府内協議』など、最低限の内部記録を作成する運用が確立されており、“記録を作成していない”という取り扱いは極めて異例です。

仮にこのような運用が千葉市教育委員会教育職員課のみで行われているのであれば、千葉市内部での文書管理・説明責任体制そのものが部署によって異なることを意味し、組織的な財務リスクを生じさせる可能性があります。

つきましては、監査委員の権限において、

『千葉市教育委員会教育職員課における記録作成義務の運用状況』

『千葉市教育委員会教育職員課以外の全庁における記録作成義務の運用状況』

『弁護士委任に関する府内協議の有無・内容』

の確認をぜひお願い申し上げます。

以上、監査委員の皆様におかれましては、本件の趣旨をご理解いただき、適切なご判断を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 千葉市職員措置請求（大量取消）追加証拠資料の提出（令和7年12月9日受付）

#### I 提出目的

本証拠資料は、千葉市教育委員会において、短期間に多数の「保有個人情報部分開示決定」の取消処理（以下「大量取消」）が連続して発生したことについて、その事務処理の態様が

①財務上の不当な負担を生じさせ得る

②今後の継続的な財務リスクにも直結し得る

と判断されるため、監査委員において必要な調査と措置を求めるものです。

本件は、単なる個別の指摘にとどまらず、組織的に繰り返される不適切事務が、結果として市費の浪費・将来負担を生じさせているという観点から、職員措置請求における「財務上の問題」に該当すると考えます。

本件は、単なる個別案件ではなく、組織的な事務運用の不備が財務リスクを恒常に発生させている点に問題の本質があります。

## II 財務リスクとの関連性

### (1) 大量取消によって発生した不要な事務コスト

今回の大量取消は、

- ・決定の再作成
- ・再審査
- ・再検索・再確認
- ・文書番号の再発番
- ・多数の印刷・発送作業

など、通常であれば発生しなかった膨大な職員作業を追加で要する結果となっています。

人的リソースの追加投入は直接的な人件費負担であり、明確に市財政に影響を与えていました。特に、取消通知と同時に複数の「再決定」を新規発行しているため、封筒・紙・印刷・インク・コピー機の電力などの直接費も無視できません。

人件費は条例上「財務に関する事務」に含まれ、これが大量に消耗される事態は監査対象となるものです。

### (2) 説明責任の不履行による訴訟・紛争リスク

大量取消の理由は文面ごとにわずかに異なっているにもかかわらず、取消した根拠・法的判断過程が示されていません。このような不明瞭な行政処理は、市民との間で将来的に紛争を生じさせるおそれがあり、その度に訴訟対応に伴う職員数・訴訟費用等の負担が発生します。

### (3) 文書管理の不適切性による監査事務の負担増

今回の処理には、

- ・受付日や番号の付与が不自然であるもの
  - ・同一タイトルで大量の取消文書が連續発出されているもの
- など、文書管理上の不規則性が見られます。

このまま放置すれば、毎年監査委員会が同種の問題を調査せざるを得ず、監査事務の負担が恒常化するおそれがあります。

### (4) 人事委員会で問題となった取消処理と同質の事務が再発している点

過去に人事委員会で大量取消が問題化した経緯がありますが、教育委員会においても同様の事務処理が再発していることは組織的課題と捉えるべき状況です。

いわゆる個人案件ではなく、全序的な事務統制に関する財務リスクとして扱うべき事案です。

これらの一連の処理は、結果として請求人の適正な権利行使を阻害しており、行政手続の公正性を損なう重大な問題です。

なお、本件大量取消に関連し、請求人に対する正当な権利行使（開示請求・審査請求等）が結果として妨げられた可能性については、刑法第193条（公務員職権濫用罪）に触れる行為が疑われる点も看過できません。

特に、条例に基づく開示請求の適正な処理を求めるに至りました。

- ①正当な理由の説明を欠いたまま決定を覆す行為、
- ②根拠を明示せず取消と再決定を繰り返す行為、
- ③取消の根拠を示さないまま権利行使を実質的に妨げる結果となっている行為

は、同罪が禁止する「権利の行使の妨害」に該当し得ると考えます。

監査委員の皆様におかれましては、本件事務処理が法令遵守の観点からも、適正に行われたかについて、併せてご確認いただきたく存じます。

本請求は刑事責任を直接問うものではありませんが、当該行為が法令遵守の観点から適正かどうか、監査委員による事実確認が不可欠です。

### III 本件大量取消の具体的な問題点

- ・取消理由が統一されておらず、判断基準が不明確です。
- ・取消の根拠となる法的要件（個人情報保護条例の該当条項）が示されていません。
- ・請求者の問い合わせに対して説明責任が果たされていません。
- ・受付日・文書番号付与に一貫性を欠き、文書管理として不自然です。
- ・大量の紙資料の再印刷・再送付により、不要な市費支出が生じています。
- ・「一度決定した内容を短期間で覆す」こと自体が行政の信用を損ね、将来紛争コストの増加に直結します。
- ・同一タイトルの取消文書が短期間に連続して発出されている点

これらは、個別のミスではなく、事務フロー上の構造的問題の存在を示唆しています。

### IV 監査委員に求める措置

以下について調査及び必要な是正措置を求めます。

- ・大量取消に至った経緯と根拠の調査
- ・取消事務に要した職員数・人件費等の算定
- ・文書管理手続（受付日・発番・決裁過程）の適正性の調査
- ・類似事案の再発を防止するための事務改善措置の指導
- ・組織的に同種の取消が発生していないか、  
　　府内における同種事案の有無についての府内横断的な実態把握
- ・刑法193条（公務員職権濫用）の構成要件に抵触し得る事務処理が存在しないかについての事実確認

### V 証拠資料一覧 略

#### 2 監査請求人

千葉市の住民1名

### 3 請求書の提出日

令和7年11月12日

### 4 請求の要件審査

本件監査請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の手続的な要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

#### （1）住民監査請求における監査の対象となる行為等について

住民監査請求について、請求が適法なものか否かを判断するに当たっては、自治法第242条、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第172条、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第13条及びこれらに関する判例などによって種々の要件が存在する。その要件の一部は次のとおりであり、いずれかを満たさない請求については、不適法なものとして監査の対象とはならないこととなる。

ア 財務会計上の行為又は事実（以下、下記のことを「財務会計要件」という。）について

住民監査請求は、住民からの請求に基づいて、地方公共団体の執行機関又は職員の行う違法、不当な行為又は怠る事実の発生を防止し、又はこれらによって生ずる損害の賠償等を求めるを通じて、地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的とする制度である。

そのため、地方公共団体の執行機関又は職員のあらゆる行為等を対象とするものではなく、その対象は、自治法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な「①公金の支出、②財産の取得、管理若しくは処分、③契約の締結若しくは履行、④債務その他の義務の負担（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）」又は違法若しくは不当に「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に限られており、これらはいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。

したがって、財務会計上の行為又は事実としての性質を有しないところの一般行政上の行為又は事実は、住民監査請求の対象とはならない（最高裁判所平成2年4月12日第一小法廷判決に関する最高裁判所判例解説民事編（平成2年度）124頁及び大阪地方裁判所平成16年12月9日判決）。

イ 住民監査請求の対象の特定性(以下、下記のことを「特定要件」という。)について

(ア) 最高裁判所平成2年6月5日第三小法廷判決は、「請求人は、監査の対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を、監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものと解されている。そして、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は右請求について監査をする義務を負わない。」と判示している。

(イ) また、上記最高裁判所平成2年6月5日第三小法廷判決を前提とした「最高裁判所平成16年11月25日第一小法廷判決に関する最高裁判所判例解説民事編(平成16年度(下))」では、次のとおり述べられている。

- a 「地方自治法242条所定の住民監査請求制度は、住民に対し、地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実(以下、財務会計上の行為又は怠る事実を併せて「財務会計上の行為等」という。)に限って、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものであって、それ以上に、一定の期間にわたる財務会計上の行為等を包括して、これを具体的に特定することなく、監査委員に監査を求めるような権能までを認めたものではない。」(同720頁)
- b 「住民監査請求においてその対象が特定されていることは請求の適法要件であり、対象の特定を欠く請求については、監査委員において監査をする義務を負うものではない。換言すれば、住民監査請求の対象の特定は監査請求人の義務であり、監査委員は、対象の特定を欠く請求について、調査をして対象を特定すべき義務を負うものではない。」(同722頁)
- c 「監査委員が監査を行うためにその対象を選択しなければならないようなものや、監査委員が住民監査請求の対象を探索しなければ監査を行うことができないようなものは、請求の対象の特定に欠けるものというべきである。」(同723頁)

ウ 市の財産的損害(以下、下記のことを「損害要件」という。)について住民監査請求の対象となる行為は、最高裁判所平成6年9月8日判決によって確定した福岡地方裁判所の平成5年8月5日判決において、「(自治法第242条第1項における監査の対象となる行為等は、)地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければな

らない」と判示されているように、当該財務会計上の行為又は怠る事実によって、市に財産的損害が生じていること、又は将来、財産的損害が生じるおそれがあることが必要である。

#### (2) 監査の対象とした事項（以下「監査対象事項」という。）

本件監査請求においては、監査請求人（以下「請求人」という。）が提出した本件監査請求書及び事実証明書その他の資料等において、上記（1）アからウまでの各要件及びその他の自治法第242条に定める要件等をいずれも満たしていると判断できる次の事項を監査の対象とした。

なお、請求人の下記事項以外の各請求については、適法な住民監査請求とはいえないもので、監査の対象とはならないものと判断した。

ア 教育職員課が行った、簡易書留による返送に係る郵便費用の支出が、違法又は不当な公金の支出に該当するか。

イ 広報広聴課、総務課、政策法務課、教育職員課及び人事委員会事務局がそれぞれ行った、開示請求の手続に係る開示決定等の期間又は期限の延長通知書、保有個人情報の開示決定通知書等の送付に係る郵便費用の支出等が、違法又は不当な公金の支出に該当するか。

ウ 教育職員課が代理人弁護士と締結した、法的対応に係る代理交渉業務の委任契約及びこれに伴う弁護士手数料等の支出が、違法若しくは不当な契約の締結又は公金の支出に該当するか。

#### 2 監査対象部局

教育委員会事務局、総務局、総合政策局及び人事委員会事務局を監査対象部局とした。

#### 3 監査の日程

年 月 日	内 容	
令和7年11月28日	令和7年度第18回監査委員会議	審議（第1回）
令和7年12月16日	令和7年度第19回監査委員会議	審議（第2回）
令和7年12月23日	令和7年度第20回監査委員会議	審議（第3回）
令和8年 1月 8日	令和7年度第21回監査委員会議	審議（第4回）

#### 4 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、令和7年12月16日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から陳述の場には欠席するとし、陳述書の提出をもって口頭陳述に代えたい旨の連絡があり、同月5日付で陳述書が提出された。

また、請求人から、同年11月13日、同月14日、同年12月2日及び同月9日付で追加の証拠等が提出された。

## 5 関係職員等の陳述

本件監査請求に係る関係部局に対して、関係職員等の陳述の聴取に代えて、陳述に相当する書面の提出を求めたところ、令和7年12月5日付けで、下記のとおり陳述書が提出された。

当該陳述書の要旨は、おおむね次のとおりである。

### (1) 教育委員会事務局教育総務部教育職員課

ア 本件請求「1請求の要旨（2）請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実（以下「請求事項」という。）①返送対応における不当な郵送費支出及び文書管理の不統一」のうち、請求人が令和7年3月18日に教育長宛てに送付した郵便物に係る教育職員課の対応について

#### （ア）経緯について

a 令和7年3月18日に発送された郵便物（以下「本件郵便物」という。）の封筒の宛名には、「A教育長様（千葉市教育委員会教育職員課経由）」と記載があった。そのため、同月19日、教育職員課において本件郵便物を受領した上で、その後、教育長に手交した。

本件郵便物の内容は、教職員の対応等についての相談であり、教育長自身による直接の確認や対応を要求するものであったほか、関係者等に対し秘匿にすることを求めるものであった。この相談への対応には、教育委員会による組織的な連携が不可欠であること、事実関係を調査する上で関係者等への確認が必要であることから、これらの要望に応じることはできないと判断した。

その上で、当初より請求人が返送用のレターパックを送付するとともに、本件郵便物について個人情報を含む重要な書類と述べてその一部の返却を求めていたが、加えて、当該相談に対し、教育長自身からの直接の返答を送付するよう強く要請する内容でもあったことから、教育委員会としては教育長の返答を含めてこれ以上の対応は困難と判断し、返却を求めていた書類以外にも多くの個人情報を含む書類であったことを勘案し、本市で保管することは適当ではないとの判断のもと、本件郵便物一式を返送することとした。

なお、請求人に対しては、たとえ教育長に宛てられた内容であっても、教職員等に関する相談は、その所管である教育支援課及び教育職員課が連携して対応することや、事実確認などのために学校や関係課への確認が必要となる旨を電子メールにて事前に伝えていた。

b 本件郵便物一式の返送に当たっては、教育職員課が、請求人から送付されていたレターパックではなく、簡易書留により、送付されていたレターパックも同封の上、令和7年3月25日付けで返送した。

当該返送に要した費用は1,100円（重量520gの料金750円及び簡易書留の料金350円の合計額）である。

#### （イ）前記（ア）の対応をした理由について

a 返送方法について

庁内の郵便発送事務の適正化を図るため、本庁文書交換室経由での後納郵便をはじめとした郵便の発送事務について整理した「郵便発送事務の手引（本庁文書交換室経由）令和7年11月版」が定められている。

しかしながら、市民等から送付されたレターパックを使用するか、千葉市の封筒を使用するかの判断においては、同手引などを参照しても明確な基準がないことから、どのような郵送方法が適当かについて、最終的には各所管課において対応する案件ごとに判断することになる。

b 本件の対応について

(a) 本件郵便物を市が公費により返送するなどした対応に関し、請求人は、「これらの行為が行政経費の不必要的支出であり、財務会計上の不当な行為に該当する」と主張する。

しかしながら、前記（ア）aの事情に鑑み、やむを得ず本件郵送物を返送することとしたが、一部の返送を求められたことに対し全部を返送するという対応をとるという事情もあったことから、郵送料については請求人の負担とすることなく、公費負担が適当と判断し、千葉市の封筒を使用することとしたものである。また、本件郵便物は、多くの個人情報を含むものであったことから、重要な書類と判断し、簡易書留による送付を選択した。

なお、郵送に要した費用1,100円（重量520gの料金750円及び簡易書留の料金350円の合計額）については、通信運搬費（3月分）として令和7年4月21日に支出しており、適正に処理された。

(b) 請求人の主張する「別件」との対応の違いから、請求人は、文書管理及び市民対応基準が確立されていないと主張する点について

i 「別件」の経緯について

請求人は、前記ア（ア）aの本件郵便物を送付する以前に、教育職員課及び教育支援課に対し手紙（以下「本件手紙1」という。）を送付していたが、本件手紙1の返送を求める旨のメールを令和7年9月17日に両課に送信した。

当該メールに対し、両課はそれぞれ保管していた本件手紙1を返送することとし、同月24日にその旨を請求人に返信した。

その後、請求人は、再度、送付方法を問い合わせる内容のメールを同月25日に両課に送信したため、両課は本件手紙1の内容や分量を確認の上、同年10月6日に送付方法についてそれぞれ回答した。その際の返信文の概要を示すと下記のとおりである。

(i) 教育職員課の返信文

「大変恐縮ですが、返送にかかる送料のご負担をお願いいたします（定形外郵便物：100g以内になるものと思います）。お

手紙及びアンケートの返却になりますので、到着確認のできる方法が適切かと存じますが、(請求人)様のご希望の封筒(必要な額面の郵便切手を貼った封筒、レターパックなど)をお送りいただけますと幸いです。」

(ii) 教育支援課の返信文

「原則、千葉市教育委員会においては、返送などの対応は行っておりません。申し訳ありませんが、返送にかかる送料はご負担をお願いします。なお、信書になりますので、到着が確認できる方法での送付が適切かと存じます。分量もありますので、レターパックをご用意いただけると幸いです。」

ii 「別件」に対する両課の対応の違いについて

市民への返送方法については明確な基準がないため、どのような返送方法を提示することが適當かについて、最終的には各所管課において対応する案件ごとに判断することになるところ、両課で保管している手紙の内容や分量がそれぞれ異なるため、前記 i (i) 及び (ii) のとおり、両課が適當と考える返送方法を請求人に提示したものであり、たとえ統一されていない対応であつたとしても不合理な点はなく、教育委員会内部での取扱いが統一されていないとの請求人の主張は妥当ではない。

なお、請求人に対し、レターパックなどの返送用の封筒の送付を求めたところ、その送付がないため、両課において本件手紙 1 は保管されたままとなっている。

iii 本件と「別件」の対応の違いについて

本件郵便物を市が公費により返送するなどした本件の対応と、本件手紙 1 の返送について請求人にレターパック等の送付を求めるなどした「別件」の対応が異なる点についても、教育委員会内部での取扱いが統一されておらず、文書管理及び市民対応基準が確立していないことが明白であると請求人は主張するものと推察する。

この点、本件の対応については、前記 (ア) 及び (イ) b (a) のとおり、教育委員会としてはこれ以上の対応は困難と判断し、やむを得ず本件郵便物を返送したという事情があったことを勘案し公費負担としたのに対し、「別件」の対応については、請求人から突如として送られてきた本件手紙 1 に関する返送希望のメールに対し、教育委員会としては、今後の業務に差し支えないと判断し、返送することとしたものであり、返送を希望する理由は特段示されていなかったが、請求人の事情による返送であったことから、公費負担とすることなく、その費用を請求人に対し求めたものである。

「別件」と本件との対応が異なったことによって、本件の対応

により、行政経費の不必要的支出が生じたものではなく、財務会計上の不当な行為にも当たらない。

イ 請求事項①の「さらに、教育職員課の～文書管理上の整合性を欠いています。」について

このことについては、請求人からの千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号。以下「情報公開条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書開示請求及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づく保有個人情報開示請求とそれらに対する教育職員課の対応に係るものであると解されるため、次のとおり陳述する。

(ア) 経緯について

a 令和7年6月6日付け開示請求

(a) 請求人は、令和7年6月6日（収受日）、情報公開条例第6条第1項の規定に基づき、1件の公文書開示請求を行い、これに対して、処分庁（教育職員課）は、情報公開条例第11条第2項の規定に基づき、同月20日付け千葉市指令教教職第2号不開示決定通知書により請求人に通知する準備を済ませた。

また、請求人は、同月6日、法第77条第1項の規定に基づき、3件の保有個人情報開示請求を行い、これに対して、処分庁（教育職員課）は、法第82条第1項及び第2項の規定に基づき、同年7月4日付け千葉市指令教教職第5号部分開示決定通知書、千葉市指令教教職第5号－2不開示決定通知書、千葉市指令教教職第6号不開示決定通知書、千葉市指令教教職第7号開示決定通知書、千葉市指令教教職第7号－2部分開示決定通知書及び千葉市指令教教職第7号－3不開示決定通知書により、請求人に通知する準備を済ませた。

(b) 前記(a)に係る教育職員課からの各決定通知書については、請求人から返送用のレターパックが政策法務課市政情報室に提出されており、また、教育職員課以外の処分庁が決定した通知書も、同時期に一斉に送付することが可能であったことから、同室の取りまとめのもと、請求人が用意した返送用のレターパックを使用して送付の手続を行ったものである。

b 令和7年10月17日付け開示請求

(a) 請求人は、令和7年10月17日（収受日）、法第77条第1項の規定に基づき、「再・保有個人情報開示請求書」と題する書面2通により、2件の保有個人情報開示請求を行い、これに対して、処分庁（教育職員課）は、法第82条第1項の規定に基づき、同年11月17日付け千葉市指令教教職第8号開示決定通知書、千葉市指令教教職第8号－2部分開示決定通知書、千葉市指令教教職第9号開示

決定通知書及び千葉市指令教教職第9号－2部分開示決定通知書により、請求人に通知した。

(b) 前記(a)に係る教育職員課からの各決定通知書については、他の課とのとりまとめ等をせず、教育職員課から、請求人に対し、同各通知書をまとめて、角形2号(A4封筒)を使用し、郵送したものである。当該郵送に要した費用は、定形外郵便(重量50g以内)の料金140円である。

なお、教育職員課としては、当該各決定通知書は、請求人に対する行政処分に係る通知であるため、クリアファイルに入れた方がより丁寧な対応であると考えていたものの、後記c(b)の令和7年11月4日にクリアファイルに入れて通知をした後、請求人からクリアファイルを使用する必要がないのではないかという指摘・要望があったことから、それを踏まえ、前記(a)の各決定通知書を送付する際には、クリアファイルを使用していない。

c 令和7年10月20日付け開示請求

(a) 請求人は、令和7年10月20日(収受日)、情報公開条例第6条第1項の規定に基づく1件の公文書開示請求及び法第77条第1項の規定に基づく1件の保有個人情報開示請求を行い、これに対して、処分庁(教育職員課)は、当該各開示請求に対し、情報公開条例第12条第2項及び法第83条第2項の規定に基づき、開示決定等の期間及び期限を延長することとし、同年11月4日付け7千教教職第461号開示決定等期間延長通知書及び同日付け7千教教職第462号保有個人情報開示決定等の期限の延長について(通知)により、同年12月19日までその期限を延長する旨、請求人に通知した。

開示決定等の期間及び期限の延長理由は次のとおりである。

i 本件各開示請求については、公文書開示請求と保有個人情報開示請求の双方に同一の内容が提出されているが、開示決定にあたっては、公文書開示請求の対応を踏まえて検討する必要があることから、公文書開示請求の決定に係る期間と同期間まで延長する必要があるため。

ii 当該期限までの時期において、他に提出されている開示請求及び審査請求にも対応する必要があり、当該開示請求に係る保有個人情報の開示・不開示の検討に時間が確保できないため。

(b) 前記(a)に係る教育職員課から開示決定等の期間及び期限を延長する旨の通知については、他の課とのとりまとめ等をせず、教育職員課から、請求人に対し、同各通知書をまとめてクリアファイルに入れた上で、角形2号(A4封筒)を使用し、郵送したものである。当該郵送に要した費用は、定形外郵便(重量50g以内)の料金140円である。

(イ) 前記(ア)cの対応について

a 通知方法について

(a) 本市における一般的な通知方法について

前記ア(イ)aのとおり、「郵便発送事務の手引(本庁文書交換室経由)令和7年11月版」が定められているところ、当該手引には、郵便料の節約方法などが例示されており、定形封筒の使用を推奨しているが、定形外封筒やクリアファイルの使用に関して、特段、制限はされていない。どのような封筒のサイズを選択し、また、クリアファイルを使用するか否かなど具体的な郵送方法については、様々な事情を考慮し、最終的には各所管課において対応する案件ごとに判断することになる。

(b) 開示請求に対する通知方法について

開示請求者への通知書の送付に関して、「個人情報保護事務の手引(令和7年(2025年)版)」及び「情報公開事務の手引(令和6年(2024年)版)」を参照すると、所管課は、開示決定等をした場合は、速やかに開示請求に係る決定通知書を作成し、これを開示請求者に送付するとともに、その写し及び決裁書の写しを市政情報室に送付する旨規定している。

当該各手引によれば、開示請求者への送付は、原則として各所管課において対応することとされている。

b 本件の通知方法について

(a) 請求人は、「開示決定延長通知書」について、広報広聴課の郵送方法を例に出し、「他課に比して過剰な郵送経費(49g)」を要したと主張している。

しかしながら、前記(ア)cの経緯や当該通知書の内容が開示決定等の期間及び期限の延長という例外的な措置であったことに鑑み、丁寧な対応と重要書類としての取扱いが必要と判断し、汚損や破損などを防ぐために一般的に用いられるクリアファイルに入れて送付したものである。

以上を踏まえると、定形郵便(重量50g以内の料金110円)に比して、定形外郵便(重量50g以内の料金140円)の使用により30円多い支出が生じたとしても、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

(b) 請求人は、前記(ア)aについては、「一元的郵送体制」により対応したのに対し、同b及びcについては、「従前の一元的郵送体制を廃止」し、「郵送件数が増加」し、「行政経費の重複支出」が生じたと主張するものと推察する。

この点、同aに関しては、既に請求人から返送用のレターパックが政策法務課市政情報室に提出されており、また、教育職員課以外の処分庁が決定した通知書も、同時期に一斉に送付することが可能

であったことから、同室の取りまとめのもと、請求人が用意した返送用のレターパックを使用して送付の手続を行ったものであり、「一元的郵送体制」を原則とした対応ではない。

それに対して、同 b 及び c に関しては、前記（イ） a の各手引に基づいて、教育職員課において、通常どおりの手続をしたに過ぎないものである。

よって、前記（ア） b 及び c に関しては、請求人が主張するような、「従前の一元的郵送体制を廃止」したものではなく、「郵送件数が増加」し、「行政経費の重複支出」が生じているとの主張は適当ではない。

#### c 小括

以上により、本件各開示請求に対する教育職員課の対応によって、行政経費の不必要的支出はされておらず、財務会計上の違法又は不当な行為にも当たらない。

### ウ 請求事項①の「さらに、本来職員の」から始まる段落及び請求事項②「弁護士委任に係る公費支出の透明性欠如」について

（ア）「千葉市は「X法律事務所」の～その選定過程・契約内容・報酬額・決裁文書が期限内に開示されておらず、透明性を欠いています。」との記載部分について

#### a 本件の対応について

前記イ（ア） c (a) のとおり、開示決定等の期間及び期限の延長を請求人に通知しており、同各通知には、同 i 及び ii の理由を示しており、適正に手続は行われている。

#### b その後の開示決定等の対応について

令和7年12月5日現在、対象文書を特定する作業を進めており、当該期限までの開示決定等に向けて、対応中である。

（イ）「二名体制の必要性も説明されておらず、報酬及び経費の適正性に疑義があります」との記載部分について

#### a 契約概要について

請求人との交渉業務や法的対応について、千葉市の代理人として弁護士2人（以下「本件代理人」という。）に委任する契約（以下「本件委任契約」という。）を締結している。

#### b 2名体制の必要性、報酬及び経費の適正性について

本件代理人は、同じ法律事務所に所属しているため、両名で連携が取りやすく、迅速に意思疎通を図りながら、千葉市の代理人として各事案に的確に対応していただいている。異なる専門知識やスキル、経験等を持つ両名の弁護士が、事案を相互に分析することによって、多様な視点からの法的助言が可能となり、より慎重な判断のもと実効性のある解決策を見出すことができる利点がある。また、一方の弁護士

が他の業務に携わっている間においても、他の方の弁護士が対応することも可能な体制を整えることができる。

請求人が主張する「二名体制」によって、契約金額が1名の弁護士に依頼する場合の2倍となることはなく、1名の弁護士に依頼した場合の契約金額を2分割した報酬を各弁護士に対して支払っており、不当に高い金額で契約されている事実はない。本件委任契約の概要は前記ウ(イ)aのとおりであり、契約や報酬の支払において、違法又は不当な点はない。

なお、請求人に対し以上の事項について説明はしていないが、交渉の相手方である請求人に説明する義務も必要もないことは明らかである。

(ウ)「請求人が体調を理由にメールでのやり取りを求めたにもかかわらず、～市による契約管理および監督責任の不履行が疑われます。」との記載部分について

郵送は、葉書や手紙などの基本的な書類から重要書類の送付に至るまで、社会通念上、広く一般に用いられる連絡手段であり、本市の通常業務においても用いられている。

連絡手段として、電子メールを使用するか、郵送などを使用するかについては、前記ア(イ)aでも引用した「郵便発送事務の手引(本庁文書交換室経由)令和7年11月版」において、郵便料の節約方法の例示の中で、電子メールの活用を推奨しているが、具体的な連絡手段については、様々な事情を考慮し、最終的には各所管課において対応する案件ごとに判断することになるところ、これまで学校及び教育委員会と請求人との間では話し合いが続いているが、両者の間で既に書面でのやり取りも行われている。さらには、委任契約においては委任事務をどのように処理するかについて受任者に裁量が認められる契約であることから、本件代理人が、連絡手段として郵送を指定したことには不合理な点はない。

また、千葉市と本件代理人との間で締結した委任契約において、通常発生することが想定される実費については、千葉市の負担としているため、かかった費用に対して公費を支出することは、契約の本旨に基づいた履行であり、違法又は不当な点はない。

## エ 結論

以上のとおり、千葉市長及び関係職員の対応に不合理な点はなく、通信運搬費や委託費の支出についても適切に処理が行われており、違法又は不当な点はない。

よって、本件請求は、却下又は棄却されるべきである。

## (2) 総務局総務部政策法務課

### ア 政策法務課について

政策法務課は、法規班、訟務班及び市政情報室で組織されており、法規班は例規の審査等を、訟務班は訴訟の総括等を所掌事務としている。

市政情報室は、情報公開制度及び個人情報保護制度（以下「制度」という。）を所掌しており、制度の問合せ対応のほか、情報公開条例に基づく公文書開示請求及び法に基づく個人情報開示請求（以下「開示請求」という。）の受付、開示請求に対する開示決定等についての審査請求（以下「審査請求」という。）の受付等を行っている。

市政情報室は、開示請求の受付をした場合、開示請求の対象となる公文書を保有する課（以下「所管課」という。）に開示請求書を回送し、その後は、所管課において開示決定等を行い、所管課から開示請求をした者に開示決定等に係る通知をすることとなる。

#### イ 経緯について

請求人と市政情報室及び政策法務課（市政情報室を除く。以下同じ。）との経緯は、次のとおりである。

（ア）請求人は、令和7年6月6日、郵送により、複数の開示請求を行った（下記（ウ）の令和7年10月29日に市政情報室から請求人に対して返信したメール参照）。

市政情報室は、請求人による開示請求の受付をし、開示請求に係る各所管課に開示請求書を回送し、各所管課において開示決定等を行った。

各所管課による開示決定等に係る通知については、上記アに記載のとおり、通常は各所管課から行うこととなるが、請求人からレターパックが送付されていたため、市政情報室において各所管課の開示決定等に係る通知を取りまとめの上、請求人に送付した。

なお、請求人は、これ以後も、複数の開示請求を行っており（下記（ウ）の令和7年10月29日に市政情報室から請求人に対して返信したメール参照）、開示決定等に係る通知は、通常どおり各所管課から送付している。

また、請求人は、これまでの間、また、これ以後において、制度の内容、手続等について、主に市政情報室の特定の職員（以下「職員E」という。）に問合せ等を行い、職員Eが対応している。

（イ）請求人は、令和7年10月27日、市政情報室ほかに対して、所管課とのやり取りについて市政情報室の職員F又は職員Gを経由しての対応を求めるなどを内容とするメールを送信した。

市政情報室は、令和7年10月28日、請求人に対して、「開示請求書や審査請求書の受付及び各課への展開は政策法務課市政情報室で行っておりますが、その後に各所管課にて生じた連絡事項、照会及び回答等について、その全てについて、政策法務課市政情報室を経由して行う対応は行っておらず、また、そのような対応を行うことはできかねます。」とメールで返信した。

（ウ）請求人は、令和7年10月28日、市政情報室に対して、改めて市政

情報室を経由した対応を求めるメールを送信した。

市政情報室は、令和7年10月29日、請求人に対して、「開示請求書の受付や複数課が同時に開示の実施を行う場合の連絡調整は今までどおり市政情報室において行わせていただきますが、全ての所管課とのやりとりについて、市政情報室を一度経由して行うことについて、行っている事例はございませんし、行うことともされておりません。～

（中略）～これまで、（請求人）様から御提出いただいた開示請求に関して、既に多くの決定がなされ、所管課も多数関わっております。その全ての所管課からの連絡・照会・回答について、市政情報室を経由する処理を行うことは現実的に困難であり、また、開示請求や審査請求に係る本来の業務にも支障が生じかねませんので、その点についてもご理解ください。」とメールで返信した。

（エ）請求人は、令和7年10月30日、政策法務課ほかに対して、所管課とのやり取りについてH政策法務課長を経由しての対応を求めるなどを内容とするメールを送信した。

政策法務課は、令和7年10月31日、請求人に対して、「当課のH及び他の職員のいずれにても、（請求人）様と所管課、議員等とのご連絡についてお取次ぎをすることは、当課の所掌事務に当たらず、かつ、業務負担の観点からも致しかねます。」とメールで返信した。

（オ）請求人は、令和7年11月5日、政策法務課に対して「H課長様→取次対応変更に関する確認と経緯の記録について・手紙の所在（照会）」と題するメールを送信した。

市政情報室は、令和7年11月6日、請求人に対して、上記請求人からのメールのうち市政情報室に関する部分について、「先日の回答と同内容となってしまいますが、全ての所管課とのやりとりについて、市政情報室を一度経由して行なうことはしませんが、開示請求書の受付や複数課が同時に開示の実施を行う場合の連絡調整は、今までどおり市政情報室にて行わせていただきます。」とメールで返信した。

政策法務課は、同日、請求人に対して、上記請求人からのメールのうち市政情報室以外の部分について、先日と同様に取りまとめは致しかねる旨、市政情報室を含め対応変更しているものではない旨、メールで返信した。

（カ）請求人は、令和7年11月6日、政策法務課及び市政情報室に対して、上記「対応変更しているものではない」という点についての確認を求めるなどを内容とするメールを送信した。

市政情報室及び政策法務課は、令和7年11月11日、請求人に対して、開示請求の受付については市政情報室で引き続き取りまとめを行う旨、その後の各所管課とのやり取りについては、市政情報室を経由せず、それぞれの所管課とやり取りをしており、その点に変更はない旨、開示請求や審査請求の制度についての問合せも引き続き市政情報室で

受ける旨などをメールで返信した。

#### ウ 請求人の主張について

上記イの経緯によれば、令和7年6月6日の請求人による開示請求に対する開示決定等に係る通知を市政情報室が取りまとめて送付し、また、これまでの間、職員Eが請求人からの問合せ等に対応していたところ、請求人が各所管課とのやり取りを市政情報室又は政策法務課を経由して行うことを求めたにもかかわらず、市政情報室及び政策法務課が開示請求の受付等の所掌事務の範囲を超えて請求人と各所管課との対応の取次や取りまとめを行わない旨回答したことをもって、千葉市職員措置請求書の1

(2) ①の「従前の一元的郵送体制を廃止し、～（中略）～ 郵送件数が増加し、行政経費の重複支出が生じています。～（中略）～ さらに膨らむおそれがある」と、また、同④の「市民照会の取次を行っていた職員による対応を突然中止し、～（中略）～ 郵送費や人件費の重複支出が生じています。府内調整を欠いたこの取扱変更は、財務会計上の怠る事実に該当」すると主張しているものと推察される。

しかし、自治法第242条に基づく住民監査請求は、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は違法若しくは不当な財務に関する怠る事実を対象とするものであって、上記イの経緯における市政情報室及び政策法務課の各行為及び各事実のいずれもこれらに該当するものはない。また、各所管課において、開示決定等に係る通知を送付したり、担当する事務に関して対象となる市民とやり取りをすることは、通常行うこととされていることであって、これによって郵送費、人件費等の費用が生じたとしても、違法又は不当な支出ということにはならない。

### （3）総合政策局市長公室広報広聴課

#### ア 広報広聴課について

広報広聴課では、市長への手紙等の処理並びに連絡及び調整に関することを事務分掌の1つとしている。

市長への手紙という制度（以下「本件制度」という。）は、市民や団体からの意見、要望等を市長へ寄せることができるものであり、投書のあった手紙については、本市の市政運営の改善をするための情報として、本市が活用するものである。

本件制度は、法令に基づくものではなく、本市内部の要綱である「市長への手紙事務取扱要綱」（以下「手紙要綱」という。）により、運用しているものである。

#### イ 経緯等

##### （ア）手紙要綱に係る「改訂」について

前記アのとおり、本件制度は、手紙要綱に基づき制度を運用している。

近年、本件制度により寄せられる意見の件数が増加傾向にあったこと、また、内容が多様化・複雑化していることなどから、投書者への回答ま

でにかかる日数が長期化している状態にあったため、暫定的な対応として、内部の事務処理の簡略化や、投書者への回答期間を10日以内から20日以内へ緩和するといった運用の変更を行い対応していた。

もっとも、当該暫定的な対応を踏まえ、手紙要綱をどのように改正するかの検討をしている段階であり、なお、投書者への回答までの期間が長期化する傾向が続いていたことから、令和3年10月28日付で、本市の各課広報広聴主任（各課課長補佐等）あてに、同年11月1日から投書者への回答期間を40日とするなど運用を変更すると通知をした。手紙要綱では回答期間が10日以内となっており、現行の運用との取扱いと手紙要綱の定めの相違による混乱を避けるため、手紙要綱の公開を取り止めた上で、「改訂中」と市ホームページに表記をしている状態である。現行の運用の回答期間については、市ホームページ及びしば電子申請サービスにおける説明欄において、「現在、多くの手紙をいただいていることなどから、回答まで40日以上の日数を要します。」として周知をしている。

#### （イ）請求人による「市長への手紙」の投書

請求人は、令和7年8月25日付で「市長への手紙」（以下「本件手紙2」という。）を、本件制度用に本市が作成をしている専用便せん（以下単に「専用便せん」という。）により郵送し、広報広聴課は、同月27日に受け付けた。

広報広聴課は、本件手紙2の内容を確認した上で、手紙要綱第3条第6号に該当し、本件制度における手紙として取り扱わないものとして、同年9月9日にその旨電子メールにより連絡した。

#### （ウ）前記（イ）の対応後の請求人及び広報広聴課間の電子メールのやり取り

前記（イ）の連絡後（当該連絡日と同日）、請求人から、本件手紙2を受け付けないことを承知した上で、本件手紙2を送り返すことを求める旨連絡があったことから、広報広聴課は、当該連絡内容が、市長への手紙を提出したこと自体をなくして欲しいとの申出であると判断し、令和7年9月10日、本件手紙2を返却した場合、受付をしたこと自体を取り消すこととなる旨を電子メールにて回答した。

当該回答に対し、同月11日に、請求人から電子メールにて、「受理不可」とした判断基準、返却した場合の市の公文書としての取扱い等について質問が送付されたことから、当該質問に対し、同年10月17日に電子メールにて回答した。

以降、請求人からの返信はなく、返却に係るやり取りが完了していないことから、本件手紙2は請求人に返送していない。

#### ウ 本件制度に係る定め

- （ア）前記アのとおり、本件制度は、手紙要綱に基づき制度を運用している。  
そして、手紙要綱第3条各号において、「適用除外」として、本件制度

における手紙として取り扱わなきことができるものを次のとおり定めている。

- a 第1号 市政に関係ないもの
  - b 第2号 特定の個人や団体を誹謗中傷するもの
  - c 第3号 企業の営業活動、売り込み活動に関するもの
  - d 第4号 趣旨が不明のもの
  - e 第5号 市職員等（その家族を含む）からの、職員等の人事や職場環境等に関するもの
  - f 第6号 その他、市長への手紙として取り扱うことが適当でないもの
- (イ) 手紙要綱第3条各号の定めは、本件制度に係る市ホームページ、ちば電子申請サービスの説明欄及び専用便せんに記載しており、手紙要綱自体の公開はされていないものの、確認が可能な状況である。

エ 請求人の主張について

請求人は、本件措置請求書1（2）③において、「市長への手紙」として受理しなかった書簡について、手紙要綱に基づくと説明があったが、手紙要綱は「改訂中」とされ公開されておらず、そのような状態で当該要綱を適用することは適性を欠くとした上で、「この対応により照会・返送・郵送などの手続が重複し、行政コストを不必要に発生させ」たと主張している。

(ア) 確かに、手紙要綱は、本件住民監査請求時点において、市ホームページにおいて公開をしていないが、手紙要綱を「改訂中」として、公開をしていないのは、前記イ（ア）の理由によるものである。そして、前記イ（イ）のとおり、本件手紙2を本件制度における手紙として取り扱わなかったのは、手紙要綱第3条第6号に該当するとしたためであるが、前記ウ（イ）のとおり、手紙要綱第3条各号は、記載の媒体において表記されている。

また、要綱は、公表を取り止めたことにより効力を失うものではなく、廃止しない限り効力を有するものである。

以上からすれば、手紙要綱が「改訂中」とされ公開はされていないものの、本件制度における手紙と取り扱わなものについては、前記ウ（イ）のとおり、本件制度を活用する者が知り得る状況にあるのであって、手紙要綱を適用することについては、何ら適正を欠くものではない。

(イ) そして、本件手紙2に係る対応において、手続の重複もなく、行政コストを不必要に発生させてはいない。

(ウ) 以上のとおり、公開されていない手紙要綱を適用したことに不適正な点はなく、かつ、手続の重複や行政コストを不必要に発生させたことはない。

## (参考)

請求人が、措置請求書1（2）①において、「広報広聴課は2枚・定形郵便（12g）でした。」と記載しているが、請求人からは、本件手紙2に関連して、令和7年10月18日付けで公文書開示請求及び保有個人情報開示請求がされ、当該各開示請求に対し、広報広聴課は、同年11月4日に開示決定等の期間及び期限を延長し、同日、普通郵便にて「開示決定等期間延長通知書」及び「保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）」を請求人宛てに、1つの封筒により郵送している。

当該「定形郵便」は、前記各延長通知に係るものと思われる。

## （4）人事委員会事務局

### ア 今回の事案に関する経緯について

今回の事案に関する経緯は、以下のとおりである。

令和7年4月3日に請求人から人事委員会事務局に対し、「人事委員会事務局 責任者様（職員の職務に係る倫理の保持に関する）」という件名でメールが送信され、同年6月以降、請求人から、当該メールに関する情報公開条例に基づく公文書開示請求及び法に基づく保有個人情報開示請求がなされ、また、それらに係る不開示決定等の処分に対し、請求人から審査請求がなされている。

その手続の中で、人事委員会が同月18日付けで行った、公文書開示請求に対する不開示決定（千葉市指令人委第1号。以下「原処分」という。）について請求人からされた同年7月25日付けの審査請求（以下「先行審査請求」という。）の内容を確認したところ、開示請求の対象に関して、人事委員会と請求人の認識の間に相違があり、原処分に記載した開示しない理由の附記が不足していたことが判明した。そのため、人事委員会は、同年9月8日付けで原処分を取り消し、改めて開示しない理由を追記した不開示決定を行い、同日付けで不開示決定通知書（千葉市指令人委第3号）により請求人へ通知した。

これにより、先行審査請求については、その対象となる原処分が取り消され、審査請求の対象となる処分が消滅したことから、人事委員会は先行審査請求を却下する旨の裁決を行い、同月30日付けで請求人に裁決書の謄本を送付した。

その後、同年10月23日に請求人から人事委員会に対し、「再審査請求書」と記載された書類が提出された。

情報公開条例には再審査請求の手続は存在せず、当該裁決書には、裁決に不服がある場合、取消訴訟の提起が可能である旨を教示していることから、同日、人事委員会事務局から請求人に対し、その旨及び当該再審査請求書を返送する旨のメールを送信したところ、請求人から人事委員会事務局に対し、再審査請求書の返送を保留する申入れ等の文書が添付されたメールが返信された。

そのため、同月 24 日に、人事委員会事務局から請求人に対し、情報公開条例には再審査請求の手続が存在しないこと、裁決書には裁決に不服がある場合は取消訴訟の提起が可能である旨の教示があること、また、再審査請求書に記載されている根拠規定（行政不服審査法第 60 条：再調査の請求の決定の方式に係る規定）が全く別の手続のものであることを示し、提出された再審査請求をすることができる具体的な根拠規定や再審査請求書の取扱いについて問い合わせる旨のメールを送信した。

なお、同年 9 月 8 日付けで人事委員会が改めて行った不開示決定（千葉市指令人委第 3 号）については、同月 26 日付けで請求人から審査請求がなされている。

#### イ 法令等の仕組み

##### （ア）再審査請求について

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 6 条第 1 項は、「行政庁の処分につき法律に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合には、当該処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる。」と規定しているが、個別法及び条例において、公文書開示請求について再審査請求することができる旨の規定はない。

##### （イ）文書の返送について

文書の返送基準に関する規定ではなく、事案に応じて対応を判断している。

また、郵送に使用する封筒サイズや郵送方法については、郵便発送事務の手引において、低廉となる手法の利用を求める記載がある。

#### ウ あてはめ（却下又は棄却を求める理由）

措置請求書の⑤に記載されている事項のうち、法定手続を妨げる不当行為との主張については、前記イ（ア）のとおり、再審査請求書の提出は個別法及び条例に規定されたものではなく、法定手続ではない。そして、再審査請求に関する書類が、請求人から人事委員会に対して提出されたため、人事委員会事務局が返送等について請求人に対し連絡したのであり、不当なものでもない。なお、請求人は返送準備に要する経費の発生も想定されると主張するが、人事委員会は再審査請求書を請求人に返送していないため、返送に要する経費も発生していないし、仮に今後返送したとしても必要な経費であり、不当なものではない。

また、措置請求書の⑤に記載されている事項のうち、全序的に統一された返送基準が存在していないことが文書管理上の怠慢であるとの主張について、文書の返送要否については、文書の内容をもとにその都度判断しており、文書管理上の怠慢であるとする指摘は当たらない。なお、返送が必要と判断される場合には、当然に経費が発生するものである。

この他、措置請求書の⑤に記載されている事項のうち、封筒サイズや郵送方法に関する規程が存在しないことにより余分な公金支出が現在も継続していること及び他部局との整合を欠くとの主張については、返送に使用する封筒サイズ等は、送付する文書の内容や量からその都度経済性も考慮しながら判断している。また、余分な公金支出が現在も継続しているとの記載について、余分であるとする具体的な根拠が一切記載されていない。

以上のとおり、具体的な根拠が示されておらず、また、請求人の主張には理由がないことから、請求人の請求について、却下又は棄却を求める。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実の確認

##### (1) 請求事項①「返送対応における不当な郵送費支出及び文書管理の不統一」について

###### ア 本件郵便物の返送に係る対応について

(ア) 令和7年3月18日、請求人は、封筒に「千葉市教育委員会教育職員課 経由」と記載した上で、教育長宛てに本件郵便物を発送し、同郵便物は、同月19日付けで教育委員会に到着した。

なお、請求人は、本件郵便物のうち一部の書類について返却を求めていたため、本件郵便物には、請求人があらかじめ用意した返送用のレターパックが同封されていた。

(イ) 教育委員会は、本件郵便物に記載された内容には応じることができないため、本件郵便物を市が保管することが適当ではないと判断し、同月25日、請求人から返却を求められた書類だけでなく、同封されていたレターパックも含めて、本件郵便物一式を請求人に返送した。

当該返送手続は、教育職員課が簡易書留郵便にて行い、当該郵便費用である1,100円は、同年4月21日付けで支出された。

(ウ) 教育委員会が上記(イ)の対応を行った理由については、上記「第2の5 関係職員等の陳述」(1)ア(ア)a及び(イ)に記載のとおりであるため、これを引用する。

###### イ 本件手紙1の返送に係る対応について

(ア) 請求人が教育職員課及び教育支援課宛てに送付した本件手紙1について、請求人と両課とのやり取りの結果、両課がそれぞれ請求人に対し返送することとなった。返送方法等について、両課から請求人に対し案内した際の電子メールの文面は、次のとおりである。

###### a 教育職員課(令和7年10月6日送信)

「大変恐縮ですが、返送にかかる送料のご負担をお願いいたします(定形外郵便物: 100g以内になるものと思います)。お手紙及びアンケートの返却になりますので、到着確認のできる方法が適切かと存じますが、(請求人)様のご希望の封筒(必要な額面の郵便切手を貼った封筒、

レターパックなど）をお送りいただけますと幸いです。」

b 教育支援課（令和7年10月6日送信）

「原則、千葉市教育委員会においては、返送などの対応は行っておりません。申し訳ありませんが、返送にかかる送料はご負担をお願いします。なお、信書になりますので、到着が確認できる方法での送付が適切かと存じます。分量もありますので、レターパックをご用意いただけすると幸いです。」

(イ) 市が受領した文書等の返送方法について、郵便発送事務の手引には明確な基準はなく、その他の資料等からも確認できるものはない。

ウ 期間・期限の延長通知書の送付方法及び郵便料金について

(ア) 請求人から令和7年10月20日付けで行われた公文書開示請求及び保有個人情報開示請求について、教育職員課は、開示決定等の期間及び期限を同年12月19日まで延長することとし、同年11月4日付けの「開示決定等期間延長通知書」及び「保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）」により、請求人に通知した。

(イ) 上記（ア）の期間又は期限の延長に係る各通知書については、2通の通知書をまとめてクリアファイルに入れた上で、角形2号（A4封筒）を使用して普通郵便にて送付された。当該郵送に要した費用は、定形外郵便（重量50g以内）の料金140円であった。

エ 保有個人情報開示決定通知書等の送付方法及び郵便料金について

(ア) 請求人から令和7年10月17日付けで行われた保有個人情報開示請求について、教育職員課は、保有個人情報の開示をする旨の決定をし、同年11月17日付けの決定通知書により、請求人に通知した。

(イ) 上記（ア）の決定通知書には、その他に「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」等が同封され、全部で8通の文書が、角形2号（A4封筒）を使用して普通郵便にて送付された。当該郵送に要した費用は、定形外郵便（重量50g以内）の料金140円であった。

オ 「従前の一元的郵送体制を廃止した」との主張について

(ア) 請求人は、令和7年6月6日、千葉市長、千葉市教育委員会及び千葉市人事委員会に対し、郵送により複数の公文書開示請求及び保有個人情報開示請求を行った。これらの開示請求は、対象とされた文書等の内容が複数の所管課にまたがっていたため、市政情報室で受け付けた後、各所管課に回送された。

(イ) 開示請求書の回送を受けた各所管課が行った開示決定等に係る通知書については、請求人から市政情報室に提出された返送用のレターパックを使用し、市政情報室が各所管課の通知書を取りまとめた上で、請求人に對し令和7年6月24日付けで発送した。

(ウ) 上記（イ）以降に請求人から行われた別件開示請求については、請求人及び関係部局の双方が主張するとおり、市政情報室が各所管課の開示決定等に係る通知書をまとめて送付した事実はない。

(エ) 市政情報室及び政策法務課は、令和7年1月11日、請求人に対し、電子メールにより以下のとおり回答した。

「以前、（請求人）様に延長決定を送付した際は、延長決定のほか、開示決定通知書等を（請求人）様からお送りいただいたレターパックを使用して送付したため、当室にてまとめて送付させていただきました。先日のメールでも回答いたしましたが、当室は開示請求の受付を行いますが、その後の対応は各所管課が対応することとなっております。開示や訂正の決定は、各所管課がそれを行うものであり、決定後速やかに通知書を送付するものとなっておりますので、各所管課からお送りするものであることをご理解ください。」

「市政情報室では今後も引き続き、開示請求の受付については取りまとめいたします。しかし、その後の各所管課とのやり取りについては、同室を経由せず、それぞれの所管課とやり取りをしていただいており、変更はございません。」

## （2）請求事項②「弁護士委任に係る公費支出の透明性欠如」について

ア 教育職員課は、請求人との代理交渉業務や法的対応について、代理人弁護士2名との間で本件委任契約を締結している。

イ 令和7年6月25日、代理人弁護士は請求人に対し「通知書」を送付し、市の代理人に就任したことや、請求人からの各指摘事項に対する市の見解及び今後の対応等を通知した。

ウ 同年7月16日、請求人は代理人弁護士に対し、可能な範囲で、必要な連絡はメールで対応いただきたい旨の要望等を、電子メールにより連絡した。

これに対し、代理人弁護士は、同月17日付けの「連絡書」により、当職らからの連絡は書面にて請求人の自宅宛てに郵送することとし、メール等による連絡はしない旨を回答した。

エ 請求人は、同年10月20日、代理人弁護士の委任に係る文書等を対象とする公文書開示請求及び保有個人情報開示請求を行った。

これに対し、教育職員課は、上記（1）ウ（ア）のとおり、開示決定等の期間及び期限を同年12月19日まで延長することとし、請求人に対し通知した。

オ 教育職員課は、令和7年12月19日付けで、上記エの各開示請求に対する部分開示決定及び不開示決定を行い、請求人に対し通知した。

(3) 請求事項③「市長の手紙返送に関する手続混乱と行政コストの浪費」について

ア 広報広聴課は、同課の事務分掌の1つとされている「市長への手紙等の処理並びに連絡及び調整に関すること。」について、手紙要綱に基づき運用している。

イ 手紙要綱については、本件監査請求書の提出日時点で、市ホームページ中の「広報広聴課の要綱・要領等」において「市長への手紙事務取扱要綱（改訂中）」と表示され、要綱そのものを確認することができなくなっている。その理由については、上記「第2の5 関係職員等の陳述」(3)イ(ア)に記載のとおりであるため、これを引用する。

ウ 請求人は、令和7年8月25日付けで本件手紙2を郵送し、広報広聴課は、同月27日付けでこれを受け付けた。

広報広聴課は、本件手紙2が手紙要綱第3条第6号に該当することから、市長への手紙として取り扱うことが適当でないと判断し、同年9月9日付けの電子メールで、請求人に対し以下のとおり連絡した。

「大変申し訳ございませんが、千葉市教育委員会職員等の言動につき、ご指摘等をなされている事案に關係することについては、すでに弁護士に委任しておりますので『市長への手紙』として受付し、回答することができません。

なお、今後、同案件において市長への手紙をいただいても受付することはできませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。」

エ 同日、請求人は、広報広聴課に対し、本件手紙2の返送を希望する旨電子メールにて連絡したものの、その後の返送に係る同課とのやり取りが完了していないことから、結果として本件手紙2の返送手続は行われておらず、同課が保管している。

(4) 請求事項④「政策法務課における取次中止による庁内連携の不備」について

請求人が主張する「政策法務課は、市民照会の取次を行っていた職員による対応を突然中止し、所管課との連絡経路を遮断しました。」に係る経緯等については、上記「第2の5 関係職員等の陳述」(2)イに記載のとおりであり、事実証明書等からも確認できるため、これを引用する。

(5) 請求事項⑤「人事委員会事務局による不当な返送未遂と公文書管理義務違反」について

ア 請求人は、令和7年6月6日、人事委員会に対し公文書開示請求を行った。

当該開示請求に対し、人事委員会は、同月18日付けで原処分（不開示決定）を行った。

イ 請求人は、同年7月25日付けで、上記ア記載の原処分に対し、先行審査請求をした。これを受けて、人事委員会が改めて原処分の内容を検討し

たところ、開示しない理由の附記が不足していたことが判明した。そのため、人事委員会は、同年9月8日付けで原処分を取り消した上で、開示しない理由を追記した不開示決定を改めて行い、同日付けで請求人に対し不開示決定通知書を送付した。

ウ 請求人は、人事委員会が上記イにより改めて行った不開示決定に対し、同月26日付けで審査請求をした。

エ 人事委員会は、上記イにより原処分が取り消されたことから、原処分は処分時に遡ってその効力が失われ、審査請求の対象となる処分が消滅することを理由として、原処分に対して行われた先行審査請求について、審査請求を却下する旨の裁決を行い、同月30日付けで請求人に対し裁決書の謄本を送付した。

なお、上記イの後発の不開示決定処分に対する上記ウの審査請求は、令和8年1月8日時点で人事委員会に係属中である。

オ 上記エの裁決を受け、令和7年10月23日、請求人が人事委員会に対し、「再審査請求書」及び「意見書」（以下「再審査請求書等」という。）と記載された書面を提出した。

これに対し、人事委員会事務局は、情報公開条例には再審査請求の手続に係る規定は存在せず、裁決書には、裁決に不服がある場合は取消訴訟の提起が可能である旨を教示していることから、同日付けの電子メールにより、請求人に対し再審査請求書等の原本を返送する旨連絡した。

カ 同日、請求人が人事委員会事務局に対し、再審査請求書等の書類には政策法務課の受理印が押されており、正式に市の公文書として受理されていることから、受理後の書類を一方的に返送することは適正手続上不當であるため、返送を保留するよう電子メールにより申入れをした。

キ 同月24日、人事委員会事務局は請求人に対し、情報公開条例には再審査請求の規定が存在しないため、再審査請求をすることができないこと、裁決書には裁決に不服がある場合は取消訴訟の提起が可能である旨の教示があること、また、再審査請求書に記載されている根拠規定（行政不服審査法第60条）は、同法第5条に規定する「再調査の請求」に関するものであり、全く別の手続に関する規定であることや、同条に基づく「再調査の請求をすることができる旨の定め」は情報公開条例には規定されていないこと等を、電子メールにより説明した。加えて、請求人に対し、提出された再審査請求書等を返送するかどうかの問合せを行った。

なお、当該再審査請求書等は、人事委員会事務局にて正式に受理されていないものの、結果として請求人に返送されておらず、同事務局が保管している。

## 2 判断

（1）「監査対象事項ア（教育職員課が行った、簡易書留による返送に係る郵便

費用の支出が、違法又は不当な公金の支出に該当するか。)」について

## ア 関係法令等

### (ア) 自治法及び地方財政法

自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定している。

また、地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定している。

### (イ) 公文書取扱規程

公文書の発送について、千葉市公文書取扱規程（平成4年千葉市訓令（甲）第10号）第31条第1項では、「公文書を発送しようとするときは、郵送、電子メール、文書管理システム（府内に限る。）その他適切な方法で発送するものとする。」と定められている。また、教育委員会における公文書の発送については、千葉市教育委員会公文書取扱規程（令和6年千葉市教育委員会訓令（甲）第2号）第13条第1項にて同様の規定が定められている。

### (ウ) 郵便発送事務の手引（本府文書交換室経由）令和7年11月版

郵便料金を節約する方法の一例として、当該手引には、50g以内の郵便物は、定形封筒を使うと安く送ることができる旨が紹介されている。

## イ 簡易書留による返送（請求事項①）

上記1（1）アで認定した事実によると、教育職員課は、請求人に対し、本件郵便物一式について、公費負担で簡易書留により返送したことが認められる。

福岡高等裁判所平成15年8月20日判決は、「地方公共団体の執行機関には、行政目的の決定及び同目的達成のための手段の選択について一定の合理的な裁量が認められているから、決定された行政目的及び同目的達成のために選択された手段に裁量権の逸脱又は濫用がない限り、他の手段を選択したとしたらより少ない支出で済んだとしても、選択された手段実施に伴う支出につき地方自治法2条14項、地方財政法4条1項の違反は生じない」と判示している。

この理は、千葉市でも同様であり、行政事務の文書が多種多様であることを鑑み、文書の発送に係る運用については、各所管課に相当程度の裁量が許容され得るものと考えられる。

以上の考え方からすると、請求人から令和7年3月18日付けで千葉市教育長宛てに発送された書類について、教育委員会が請求人の要望に応じることはできないと判断し、送付された書類一式を同封されたレターパックも含めて返送するという対応に、特段不合理な点は認められない。また、本件郵便物が個人情報を含むものであったことも踏まえると、書類の重要

性や送付の確実性の観点から、簡易書留により返送するという手段を選択したことには合理的な理由が認められ、裁量権の逸脱又は濫用に当たるとまでは認められない。

よって、本件郵便物の返送に係る郵便料金が不当な支出であるとの請求人の主張には理由がない。

(2) 「監査対象事項イ（広報広聴課、総務課、政策法務課、教育職員課及び人事委員会事務局がそれぞれ行った、開示請求の手続に係る開示決定等の期間又は期限の延長通知書、保有個人情報の開示決定通知書等の送付に係る郵便費用の支出等が、違法又は不当な公金の支出に該当するか。）」について

この部分の請求人の主張は、多岐にわたるので、次のとおり、分けて判断する。

#### **ア 「開示決定等期間延長通知書」及び「保有個人情報開示決定通知書」等の送付に係る郵便費用について（請求事項①）**

教育職員課が請求人に対し令和7年11月4日付けで送付した、開示決定等の期間及び期限の延長に係る通知書は、A4用紙計2枚の文書であり、定形外郵便（重量50g以内、料金140円）にて送付されたことが認められる。また、同課が請求人に対し同月17日付けで送付した、保有個人情報の開示決定に係る通知書等は、A4用紙計8枚の文書であり、同様に定形外郵便（重量50g以内、料金140円）にて送付されたことが認められる。

確かに請求人が主張するように、定形郵便（重量50g以内、料金110円）により送付するなどして、より安価な郵便料金となる手段をとることは可能であったと考えられる。しかし、前記のとおり、文書の発送に係る運用に当たっては各所管課に相当程度の裁量が認められ、行政目的の達成のために選択された手段に裁量権の逸脱又は濫用があった場合にのみ自治法第2条第14項、地方財政法第4条第1項の違反が生じることは上記

(1) イで述べたとおりであるところ、最も安価となる郵送手段を選択しなかったことによって直ちに、郵便料金の支出が社会通念上著しく妥当性を欠くことになるとまでは評価できず、裁量権の逸脱又は濫用に当たるとまでは認められない。また、その他の点においても、上記の各郵便料金の支出に違法又は不当な点は認められない。

よって、請求人の主張には理由がない。

#### **イ 「従前の一元的郵送体制を廃止した」との主張について（請求事項①）**

(ア) 開示請求の対応に係る事務分担について

請求人は、開示請求に関する事務について、政策法務課及び教育職員課が郵送手続等の取りまとめを廃止し、各所管課が個別に郵送手続を行う方式に変更した結果、郵送件数が増加し、行政経費の重複支出が生じ

ている旨主張する。

「千葉市個人情報保護事務取扱要綱」第3の2ウ及び「千葉市公文書開示事務処理要綱」第2の2(3)によれば、開示請求の受付は、市政情報室が行う事務とされている。また、「千葉市個人情報保護事務取扱要綱」第3の3エ及び「千葉市公文書開示事務処理要綱」第2の3(3)によれば、開示請求に係る開示決定等及びその開示請求者への通知は、各所管課が行う事務とされている。

よって、市政情報室及び政策法務課が上記「第2の5 関係職員等の陳述」(2)で主張するように、市政情報室により開示請求の受付がされた後は、開示等の決定及び請求者への通知は、各所管課にて対応することとされており、上記1(1)オ(イ)のとおり請求人が提出したレターパックを使用して各所管課の通知書を取りまとめるという対応が、むしろ例外的なものであったことが認められる。

(イ) 各所管課による開示等の決定通知等に係る郵便費用の支出について

上記(1)イで述べたとおり、地方公共団体の執行機関には、行政目的の決定及び同目的の達成のための手段の選択について一定の合理的な裁量が認められている。各所管課が個別に保有する公文書又は個人情報に係る開示請求について、当該所管課が自らの判断及び責任において開示等の決定を行い、当該決定に係る通知書を請求者に対し送付することは、通常想定されている事務である上、開示請求の対象とされた文書等が複数の所管課にまたがる場合であっても、文書等の分量や不開示とする部分の特定に係る作業量等が所管課ごとにそれぞれ異なり、開示決定等に係る進捗状況が全く異なることが想定されること等も併せて考慮すると、政策法務課又は市政情報室が各所管課の通知書の取りまとめを行わないとする対応に不合理な点はなく、裁量権の逸脱又は濫用は認められない。

また、請求人からの令和7年10月20日付けの開示請求に対する各所管課の開示決定等の期間及び期限の延長通知、その他開示請求手続に關して各所管課が請求人に対し送付した通知書等については、情報公開条例又は法の規定に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、これに要した郵便費用の支出もまた、違法又は不当な点はない。

(ウ) 人件費等の経費の増大について

請求人は、開示請求に関する事務について、政策法務課及び教育職員課が郵送手続等の取りまとめを廃止したことにより、職員の手続上の業務が増大し、人件費を含む経費がさらに膨らむおそれがある旨主張する。

この点につき、東京地方裁判所平成23年2月4日判決は、国立市の住民基本台帳ネットワークシステムへの未接続が違法であるとして、未接続から生じた郵送費、人件費等の支出の差止めと市長への損害賠償を求めた事案において、次のとおり判示している。

「地方自治法242条の2第1項1号の差止請求の訴えにおいては、原告が差止請求の対象となる行為を特定しなければならず、その場合には、差止請求の対象となる行為とそうでない行為とが識別できる程度に特定されていることが必要であり、また、当該行為が行われることが相当の確実さをもって予測されるか否かの点について判断することが可能な程度に、その対象となる行為の範囲等が特定されていることが必要であり、かつ、これをもって足りるというべきである（最高裁平成3年（行ツ）第214号同5年9月7日第三小法廷判決・民集47巻7号4755頁参照）。」

「本件人件費対象事務は、職員と嘱託員が、業務時間内に行っていること、職員及び嘱託員の人件費は月払いに支払われており、それは業務内容ごとに計算されるものではないことが認められるから、人件費に係る財務会計行為のうち、本件人件費対象事務に係る部分を他の部分と識別することはできない。したがって、差止請求の対象は特定されていないというべきである。」

「人件費は、職員及び嘱託員のいずれに対しても月払いに支払われていて、上記各事務に対応して、上乗せした人件費が支払われたり、それに専従する職員が雇用されたりするなど、原告らの主張する人件費を他の事務に要する人件費と区別することができるような事情があったことはうかがわれないから、原告らが上記各事務に要したと主張する人件費の支出に対応する人件費の支払は特定されていないと言わざるを得ない。」

当該裁判例は、市の入件費等の差止めに関する事案であるが、上記の判示内容は、住民監査請求又は住民訴訟における差止請求以外の事案においても、同様に当てはまるものと考えられる。

これを本件についてみると、市の職員の人件費（給与）は月払いに支払われており、それは業務内容ごとに計算されるものではないことから、人件費に係る財務会計行為のうち、請求人が主張する「増大した手続上の業務」に要した部分を他の部分と識別することはできない。その他、本件監査請求書及びこれに添付された事実証明書等の記載を総合しても、請求人の主張する人件費を他の事務に要する人件費と区別することができるような事情があったことは認められない。

よって、監査請求の対象とする財務会計上の行為等について、他から区別することができる程度の個別的・具体的摘示があるとは認められないの、監査請求の対象が特定されていないため、不適法であるといわざるを得ない（なお、請求人の請求は、請求人の請求が「普通地方公共団体の長がその職員に対し一定の基準により違法に給与を支出したとして住民監査請求をする場合」（最高裁判所判例解説民事編（平成2年度）229頁）でもない。）。

仮に監査請求の対象が特定されているものと捉えたとしても、各所管

課が個別に郵便料金を支出したことが、違法又は不当な公金の支出には当たらないことは上記（イ）のとおりであり、これに要した人件費もまた、違法又は不当な支出には当たらないことを付言する。

#### ウ 「市長の手紙返送に関する手続混乱と行政コストの浪費」について（請求事項③）

請求人は、市ホームページにおいて「改訂中」とされて公開されていない手紙要綱を適用して事務処理を行うことは適正を欠き、これにより照会・返送・郵送などの手続が重複し、行政コストを不必要に発生させている旨主張する。また、本件監査請求書、事実証明書等の記載内容及び広報広聴課の陳述内容からは、上記1（3）ウ・エ記載のとおり、請求人と同課との間で本件手紙2の返送に係るやり取りが行われていたことが認められる。

住民監査請求においては、請求人に対し特定要件が課されていることは上記第2の1（1）イのとおりであるところ、これを本件についてみると、「照会・返送・郵送などの手続が重複」「行政コストを不必要に発生させている」との主張は包括的、抽象的なものであり、監査請求の対象とする財務会計上の行為等について、他から区別することができる程度の個別的、具体的な摘示があるとはいえず、監査請求の対象が特定されているとはいえない。また、本件手紙2は未だ請求人に対し返送されていないため、返送費用に係る個別具体的な財務会計上の行為は発生していない。よって、請求人の主張は不適法なものといわざるを得ない。

なお付言するに、請求人は、「改訂中」として公開していない要綱を適用することは適正を欠く旨主張するところ、要綱は、主に反復継続する事務について、その執行基準、手続等を定めた行政内部の規律であり、市政運営のより一層の透明化を図るという政策的な観点から公開しているものであり、公開の有無が当該事務の運用の適正性そのものに何ら影響を及ぼすものではない。加えて、広報広聴課が主張するとおり、手紙要綱第3条各号に定める、市長への手紙として受付できない「適用除外」の条項は、本件制度に係る市ホームページ、ちば電子申請サービスの説明欄及び専用便せんに記載され、広く公開されていることが認められる。よって、手紙要綱を適用して事務処理を行うこと自体に、何ら違法又は不当な点はない。

また、仮に今後、本件手紙2の返送が行われたとしても、市長への手紙として取り扱うか否かの判断は、制度を運用する広報広聴課の裁量に委ねられており、本件手紙2の内容が既に代理人弁護士に委任されている事項に関する事項であった点を踏まえると、手紙要綱第3条第6号を適用して市長への手紙として取り扱わないとしたことについて、裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。したがって、本件手紙2の返送に係る支出が違法又は不当なものとは認められず、また、上記第2の1（1）ウの損害要件に照らしても、返送によって市に損害が発生するとは認められない。

よって、請求人の主張には理由がない。

## エ 「政策法務課における取次中止による庁内連携の不備」について（請求事項④）

請求人は、政策法務課が、市民照会の取次を行う対応を突然中止し、所管課との連絡経路を遮断した結果、教育委員会・広報広聴課・総務課との間で文書往復が増加し、郵送費や人件費の重複支出が生じている旨、また、庁内調整を欠いたこの取扱変更は財務会計上の怠る事実に該当する旨主張する。

住民監査請求においては、請求人に対し特定要件が課されていることは上記第2の1(1)イのとおりであるところ、これを本件についてみると、請求人の「市民照会の取次中止により、結果として郵送費や人件費の重複支出が生じている」との主張は包括的、抽象的なものであり、監査請求の対象とする財務会計上の行為等について、他から区別することができる程度の個別的、具体的な摘示があるとはいえず、監査請求の対象が特定されているとはいえない。よって、請求人の主張は不適法であるといわざるを得ない。また、「結果として教育委員会・広報広聴課・総務課との間で文書往復が増加し、郵送費や人件費の重複支出が生じている」との主張について、財務会計上の行為等が具体的に特定されていることが確認できた郵便費用についての判断は、上記イ(イ)で述べたとおりである。

さらに、請求人は、「庁内調整を欠いたこの取扱変更は、財務会計上の怠る事実に該当する」旨主張する。自治法第242条第1項に定める「怠る事実」は、「公金の賦課若しくは徴収を怠る事実」又は「財産の管理を怠る事実」のいずれかであり、請求人の主張する「財務会計上の怠る事実」が上記のどちらを指すかは明確ではないものの、本件では「財産の管理を怠る事実」と解して、以下判断することとする。

大阪地方裁判所平成16年12月9日判決は、「住民訴訟の対象である財務会計行為は、住民訴訟の目的に照らし、財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものに限られ、一般行政上の行為又は事実は、住民訴訟の対象とはならない。自治法242条に規定する違法に財産の管理を怠る事実とは、法令に基づいて負担する財務会計上の作為義務に違反することを意味するものであって、一般行政上の作為義務に違反することが財産の管理を怠る事実に該当するものではない。」と判示している。また、最高裁判所平成2年4月12日第一小法廷判決は、「財務会計上の行為又は事実として住民訴訟の対象となり得るものであるか否かは、当該財産の財産的価値に着目し、その価額の維持、保全を図るものであるか否かによって判断するのが相当である。」と判示している。

これを本件についてみると、開示請求の対応に係る事務分担については、上記イ(ア)で認定したとおりである。仮に請求人が主張するように、政

策法務課又は市政情報室が、所管課が複数にまたがる場合の開示請求手続等の取りまとめを中止し、事務処理に係る取扱いを何らかの形で変更したという事実があったとしても、それは一般行政上の行為又は事実であって、何らかの財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為には当たらない。

よって、この点においても請求人の主張は不適法であるといわざるを得ない。

#### **オ 「人事委員会事務局による不当な返送未遂と公文書管理義務違反」について（請求事項⑤）**

##### **(ア) 再審査請求書等の返送等について**

請求人は、「再審査請求書等の返送は法定手続を妨げる不当行為であり」と主張する。しかし、住民監査請求の対象は、上記第2の1（1）アのとおり、財務会計上の行為等に限られる。よって、請求人が主張する公文書等の開示や審査請求そのものは、本件監査の対象とはならない。

また、請求人は、「再審査請求書等の返送準備に要する経費の発生も想定される。」「全序的に統一された返送基準が存在せず、封筒サイズや郵送方法に関する規程が存在しないため、結果的に余分な公金支出が現在も継続している。」と主張する。しかし、その主張は包括的、抽象的なものであり、監査請求の対象とする財務会計上の行為等について、他から区別することができる程度の個別的、具体的な摘示があるとは認められず、監査請求の対象が特定されているとはいえない。加えて、再審査請求書等は未だ請求人に対し返送されていないため、返送費用に係る個別具体的な財務会計上の行為は発生していない。

さらに、「全序的に統一された返送基準が存在しないことは、文書管理上の怠慢と言える」「封筒サイズや郵送方法に関する規程が存在しない」との主張は、財務会計上の行為等に該当せず、財務会計要件を満たしているとは認められない。

よって、請求人の主張は不適法なものといわざるを得ない。

##### **(イ) 22時以降の電子メールの送信に係る勤務管理について**

請求人は、人事委員会事務局の職員が、請求人に対し22時以降に電子メールの送信を行っていることについて、残業代支出去め勤務管理の適正化を行う必要がある旨主張する。

しかし、請求人は、職員が22時以降に電子メールの送信等の業務を行うことが、なぜ違法又は不当な行為となるのかの理由について、何ら個別的、具体的に主張していない。また、請求人が別途主張する「人件費等の経費の増大」についての特定要件に係る判断は、上記イ（ウ）のとおりであるところ、請求人が主張する「残業代」、すなわち時間外勤務手当の特定要件についても、職員の給与の場合と同様に、請求人の主張

する時間外勤務手当を、他の事務に要する人件費と区別することができるような事情が必要となると考えられる。しかし、本件監査請求書及びこれに添付された事実証明書等の記載を総合しても、そのような事情があつたことは認められず、監査請求の対象が特定されていないといわざるを得ない。

よつて、請求人の主張は不適法である。

(3) 「監査対象事項ウ（教育職員課が代理人弁護士と締結した、法的対応に係る代理交渉業務の委任契約及びこれに伴う弁護士手数料等の支出が、違法若しくは不当な契約の締結又は公金の支出に該当するか。）」について（請求事項②）

#### ア 本件委任契約について

本件監査請求書及びこれに添付された事実証明書等の記載を総合すると、請求人は、市が本来行うべき行政事務について、これを自ら行うことなく代理人弁護士に委任していること自体に問題があるとして、本件委任契約の内容及び弁護士費用の支出の適正性に疑義がある旨主張していると解される。

しかしながら、「地方公共団体の長がその代表者として、弁護士との間で、当該地方公共団体を当事者とする裁判の代理人となることにつき、着手金及び報酬についての定めを含む委任契約を締結することは、契約の目的やその必要性、契約の締結に至る経緯、契約の内容に影響を及ぼす社会的、経済的要因その他の諸般の事情を総合考慮した合理的な裁量に委ねられており、上記のような諸般の事情を総合考慮した上でなお、地方公共団体の長の判断が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものと評価されるときでなければ、当該契約の締結が地方自治法2条14項等に反し違法となるものではないと解するのが相当である（東京高等裁判所令和6年8月28日判決、最高裁判所平成25年3月28日第一小法廷判決）。」と解されている。

この考え方は、特定の事件等への対応について弁護士に委任する場合についても、上記と同様であつて、裁量権の範囲の逸脱又は濫用があつたか否かによって、契約及び支出の違法性又は不当性を判断することが相当であると考えられる。

これを本件についてみると、本件監査請求書に添付された事実証明書等からは、教育委員会と請求人が、電子メール、書面等により度重なるやり取りを行っていることが確認できる。また、教育委員会にとって一定の法的判断等を要するやり取りがなされており、客観的にみて、職員に相当程度の事務負担が生じていたであろうことが認められる。

職員の事務負担の面や、請求人からの要望、問合せ等に対し法的な観点から慎重に検討・対応する必要性等を考慮し、教育職員課において、請求人との代理交渉業務を弁護士に委任することが必要であると判断したこと

は、不合理であるとはいえない。

#### イ 2名の弁護士と契約したこと及び弁護士手数料の支出について

請求人は、弁護士2名との契約の必要性が説明されていないこと等から、報酬及び経費の適正性に疑義がある旨主張する。

本件委任契約は弁護士2名とそれぞれ締結されているが、教育職員課の陳述書に記載された「本件代理人は、同じ法律事務所に所属しているため、両名で連携が取りやすく、迅速に意思疎通を図りながら、千葉市の代理人として各事案に的確に対応していただいている。異なる専門知識やスキル、経験等を持つ両名の弁護士が、事案を相互に分析することによって、多様な視点からの法的助言が可能となり、より慎重な判断のもと実効性のある解決策を見出すことができる利点がある。また、一方の弁護士が他の業務に携わっている間においても、他の一方の弁護士が対応することも可能な体制を整えることができる。」との説明は、妥当なものであると判断され、特段不合理な点は認められない。

また、本件委任契約に係る弁護士手数料について確認したところ、平成16年4月1日に廃止された（旧）日本弁護士連合会報酬等基準を基に算定されていることが認められる。同基準は、弁護士報酬が自由化された現在においても、弁護士報酬の基準として参照されており、同基準に基づく算定は相応の合理性を有するものと考えられる。加えて、2名に委任することにより、契約金額が1名の弁護士に委任する場合の2倍とされることはなく、1名分の算定額を2分割した金額で、各弁護士に対して支払うこととしており、この点からも、不当に高い金額で契約している事実はない。

さらに、弁護士が受任する事務の内容は、一般に法律事務としての専門性が高く、その事務の性質上、受任者である弁護士に一定の裁量権を伴うことが前提とされる。郵送という連絡手段が広く一般に用いられるものであることを併せて考慮すると、本件代理人が請求者との連絡手段として郵送を選択したことに、特段不合理な点はない。また、弁護士への委任が裁量権の逸脱又は濫用と認められない本件委任事務の遂行に当たり通常要することとなる実費等の費用は、法律上も、原則として委任者である市が負担することとされており（民法（明治29年法律第89号）第650条第1項）、違法又は不当な支出とはいえない。

#### ウ まとめ

その他、請求人の主張する事情を踏まえても、本件委任契約の締結につき、教育職員課がその裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したとは認められない。

よって、請求人の主張には理由がない。

#### (4) その他の請求について

##### ア 千葉市職員措置請求に係る追加証拠資料の提出および補足意見書（令和7年12月9日受付）

請求人は、上記第1の1（2）のとおり、「教育職員課における記録作成義務の運用状況」、「教育職員課以外の全庁における記録作成義務の運用状況」、「弁護士委任に関する庁内協議の有無・内容」等について監査を行うよう主張する。

しかし、これらはいずれも財務会計上の行為等に該当せず、財務会計要件を満たさないことから、請求人の主張はいずれも不適法である。

##### イ 千葉市職員措置請求（大量取消）追加証拠資料の提出（令和7年12月9日受付）

請求人は、上記第1の1（3）のとおり、開示請求に係る開示等の決定が取り消される事例が連續して大量に発生したことにより、同Ⅱ記載の財務リスクが生じているため、同Ⅳ記載の措置を監査委員に対し求める旨主張する。

しかし、開示請求に係る取消等の決定は財務会計上の行為等ではなく、財務会計要件を満たしていない。また、当該取消等の決定により発生すると主張する財務上のリスクについても、財務会計要件を満たさないか、又は包括的、抽象的なものであり、監査請求の対象とする財務会計上の行為等について、他から区別することができる程度の個別的、具体的な摘示があるとはいはず、特定要件を満たさない。

よって、請求人の主張はいずれも不適法である。

##### ウ その他の主張について

請求人は、その他種々主張するが、いずれも財務会計要件、特定要件又は損害要件を満たしていないことから、住民監査請求の対象とはならず、不適法な請求であるといわざるを得ない。

### 3 結論

以上のことから、請求人の主張のうち、本件請求の監査対象事項となったものについてはいずれも理由がないため棄却し、その余の主張については住民監査請求の対象とならないので却下する。